〔　有料広告(バナー広告)の掲載仕様　〕

○広告媒体

・ホームページ名：「山鹿市ホームページ」

・月平均アクセス数（トップページ）：約４０，０００件（平成１７年１月開設）

○ホームページ上の掲載位置

・トップページで市が指定した場所（画面上の右側）で最大で１０枠です。

○広告の規格

・バナー広告とします。

・大きさ：たて９５ピクセル×よこ１７５ピクセル（１枠当たり）

・容量：１０キロバイト以内（1枠当たり）

○原稿の締め切り

・掲載希望月の1ヶ月前

○版下の作成（原稿はこの形式でなくても結構です）

・画像形式

　・ＧＩＦ（アニメーション可(２コマ)）

　・ＪＰＥＧ

○版下データを作成する時の注意点

・バナー広告及びそのリンクをする広告の両方について、山鹿市有料広告掲載要綱第２条の規定を基準とします。

○バナー広告の内容変更について

・申込み時点での内容とし途中での変更は行ないません。

○広告の禁止表現等について

・閲覧者の意思に反した動きをしたり、誤解を与えたりするおそれがあるもの

　(例)｢閉じる｣｢キャンセル｣等の表現、ラジオボタン等

・閲覧者に不快感を与えるおそれがあるもの

　(例)文字色と背景色のコントラスト(明度差)が強いもの等

・実際には機能しないもの

　(例)入力できるように見えるテキストボックス、下に選択肢があるように見えるプルダウンメニュー等

・閲覧者が山鹿市に関する情報と錯誤するおそれがあるもの

　(例)｢山鹿市観光情報｣｢職員採用情報｣等の表現

・その他広告の表現として適当でないと市長が認めるもの

　〔用語について〕

　①バナー広告：ｲﾝﾀｰﾈｯﾄで、Ｗｅｂﾍﾟｰｼﾞの一部に掲載されている広告で、そのｻｲﾄに広告の内容を表す四角い画像ﾌｧｲﾙを貼り、そこに広告主が希望するｻｲﾄへのﾘﾝｸを貼る手法

　②ピクセル：ﾃﾞｨｽﾌﾟﾚｲ上の画面を構成する最小単位の点をいい、画素ともいう。

　③ＧＩＦ：ｲﾝﾀｰﾈｯﾄで標準的に用いられる画像形式

　④アニメーション（ＧＩＦ）：複数のGIF画像を同じ場所で連続的に表示することによって動画のように表示させる技術

　⑤ＪＰＥＧ：静止画像ﾃﾞｰﾀの圧縮方式